介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十九号

介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険法施行令の一部改正）

第一条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改める。

第三十七条の十三を次のように改める。

（地域支援事業の額）

第三十七条の十三　平成二十七年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額（同条に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち同条第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　次号に掲げる市町村以外の市町村　次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ　当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

(1)　平成二十六年度特定予防給付費額及び平成二十六年度介護予防等事業費額の合算額に平成二十七年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2)　平成二十七年度の経過的特定予防給付費額

ロ　当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

(1)　平成二十六年度の予防給付費額及び平成二十六年度介護予防等事業費額の合算額に平成二十七年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2)　平成二十七年度の予防給付費額

二　平成二十七年度において特定事情市町村と認められた市町村　次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ　当該市町村における前号イ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号イ(2)に掲げる額を控除して得た額

ロ　当該市町村における前号ロ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号ロ(2)に掲げる額を控除して得た額

2　平成二十八年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　次号に掲げる市町村以外の市町村　次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ　当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

(1)　前項第一号イ(1)に掲げる額に平成二十八年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2)　平成二十八年度の経過的特定予防給付費額

ロ　当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

(1)　前項第一号ロ(1)に掲げる額に平成二十八年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2)　平成二十八年度又は平成二十九年度において特定事情市町村と認められた市町村　次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ　当該市町村における前号イ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号イ(2)に掲げる額を控除して得た額

ロ　当該市町村における前号ロ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号ロ(2)に掲げる額を控除して得た額

3　平成二十九年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　次号に掲げる市町村以外の市町村　次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ　当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

(1)　前項第一号イ(1)に掲げる額に平成二十九年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2)　平成二十九年度の経過的特定予防給付費額

ロ　当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

(1)　前項第一号ロ(1)に掲げる額に平成二十九年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2)　平成二十九年度の予防給付費額

二　平成二十七年度から平成二十九年度までのいずれかの年度において特定事情市町村と認められた市町村　次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ　当該市町村における前号イ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号イ(2)に掲げる額を控除して得た額

ロ　当該市町村における前号ロ(1)に掲げる額に調整率を乗じて得た額から同号ロ(2)に掲げる額を控除して得た額

4　平成三十年度以後の各年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　次号に掲げる市町村以外の市町村　次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ　当該市町村における前項第一号イ(1)に掲げる額に平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

ロ　当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

(1)　前項第一号ロ(1)に掲げる額に平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2)　当該年度の予防給付費額

二　平成二十七年度から平成二十九年度までのいずれかの年度において特定事情市町村と認められた市町村　前号に定める額又は次のイ若しくはロに掲げる額のうち最も高い額

イ　当該市町村における平成二十九年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び経過的特定予防給付費額の合算額に平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

ロ　当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

(1)　平成二十九年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2)　前号ロ(2)に掲げる額